

蹴上インクラインドラム工場の魅力向上事業

プロポーザル募集要項

琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会

本業務は、琵琶湖疏水を構成する文化財のひとつである蹴上インクラインの魅力をより多くの方に伝えるため、蹴上インクラインの操作室であったドラム工場の案内・解説設備の整備及び映像資料等の作成を行うものです。

事業実施に当たり、プロポーザル方式により受託候補者を募集・選定します。

## 1 プロポーザル募集の概要

### (1) 委託業務名

蹴上インクラインドラム工場の魅力向上事業

### (2) 業務内容

蹴上インクラインドラム工場の案内・解説設備の整備及び映像資料等の作成

※ 業務の詳細については、別紙「標準仕様書」のとおり。

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### (4) 委託費の上限

7,975,000円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

※ 上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものです。上記予算金額を超える提案は評価をいたしません。

### (5) プロポーザルの提案

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、この要項等に基づき、琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会（以下「当会」といいます。）が必要とする要件を全て満たすか、同等以上のものを提案してください。

なお、提案に当たっては、標準仕様書を踏まえて具体的な実現方法を示し、提案を求めている事項については、何らかの提案を行い、本業務の仕様に定めのない内容であっても、本業務の目的に適うと思われる手法等がある場合は、積極的に提案を行ってください。

## 2 参加資格要件

本件プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。また、複数の事業者で構成される共同事業体としての本件プロポーザルへの参加を認めます。ただし、共同事業体による参加の場合は、この共同事業体を構成する全ての事業者が、本項に定める参加資格要件を満たす必要があります。

なお、プロポーザルによって受託者として選定された事業者（又は選定された共同事業体を構成する事業者）が契約締結日までに下記の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を喪失したものとし、契約を締結しません。

(1) 「令和7年度京都市上下水道局競争入札参加有資格者名簿（物品）」に登載されている者であること。ただし、上記に登載されていない場合でも、3(1)ア記載の各種証明書を提出する場合はその限りではありません。

(2) 本件公表の日から、本市が受託候補者を通知する日までの間において、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

- (3) 会社更生法第17条第1項に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 本業務の主旨を十分に理解したうえで、本業務を確実に実施できること。
- (6) 1(2)に記載する業務について、過去5年間の類似の企画・制作業務の契約履行実績（履行中のものを除く。）を有すること。

### 3 提出書類及び提案書の内容

#### (1) 参加申込様式

##### ア 参加申込書（様式1）

本件プロポーザルへの参加意思は、別紙様式により表明してください。

競争入札参加有資格者でない場合は、参加申込書と併せて、資格を有することを証明するため、次の書類（原本（コピー不可））を各1部提出してください。

|                                                         |                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各種証明書<br>※競争入札参加有資格者でない場合のみ<br>（原本、申込日から3か月以内に発行されたもの。） | 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本<br>（法人の場合のみ）                                                                                                                               |
|                                                         | 印鑑証明書                                                                                                                                                                |
|                                                         | 法人税又は所得税及び消費税の未納がないことを証する納税証明書                                                                                                                                       |
|                                                         | 京都市の市民税及び固定資産税の未納が無いことを証する納税証明書<br>・ 法人にあつては、京都市内に事業所等が所在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ。個人にあつては、京都市内に住民票がある場合又は京都市内に固定資産を所有する場合のみ。                                         |
|                                                         | 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（指定様式）<br>・ 京都市内に事業所等があり、当該事業所等の水道の使用人名義が応募者（共同事業体にあつては、その代表者又は構成員）名義の場合のみ。<br><br>京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書（指定様式） |

##### イ 企画提案企業概要（任意様式）

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあつては名称及び代表者名）、設立年月日、事業概要を記載してください。また、上記の内容を記載している場合は、企業案内パンフレットの提出によって代えることができます。

#### (2) 提案書類

##### ア 提案書（任意様式）

標準仕様書の内容に沿って簡潔にまとめてください。

##### イ 本業務の履行に係る体制表（任意様式）

本業務の履行に係る業務体制について、別紙「標準仕様書」7（本業務の履行に係る業務体制）に定める責任者、主任担当者の氏名及び連絡先を記載してください。

ウ 業務実施スケジュール（任意様式）

受託した場合のスケジュール等（特に各業務の完了日を明記）を記載してください。

エ 見積書（任意様式）

標準仕様書及び提案書の内容に基づき、本業務に係る見積書（積算根拠が分かるように記載したもの）を提出してください。併せて、見積額の内訳が明確に分かるように、明細を添付してください。見積書の宛先は「琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会」としてください。

※ 1(4)に記載する予算金額を超えないよう留意してください。

オ 過去5年間の類似実績一覧（任意様式）

提案日から過去5年間における類似実績の一覧表及び主な実績業務について、概要資料を提出してください。

カ その他

映像を活用した提案をする場合は、提案書にDVD-Rを添付してください。

#### 4 提出方法等

(1) 受付期限

前項に示した提出書類は、次の受付期限までに、所定の部数を提出してください。

| 提出書類        | 受付期限※          | 部数      |
|-------------|----------------|---------|
| 前項(1) 参加申込書 | 令和7年9月26日（金）まで | 紙出力 各1部 |
| 前項(2) 提案書類  | 令和7年9月26日（金）まで | 紙出力 各6部 |

※ 各日とも受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とします。また、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日には、受付を行いません。

(2) 提出方法

持参又は郵送の方法によることとします。郵送の場合は、受付期限までに到達することを要します。

(3) 提出資料作成に係る質問受付期限

令和7年9月17日（水）正午まで（必着）

※ 期限を過ぎた質問は一切受け付けません。

ア 本要項及び仕様書等に関する質問ができるのは、上記2の参加資格要件を満たす者となります。

イ 質問は、電子メールにより提出してください（任意様式）。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けません。

※ 電子メールの送付先は「9 問合せ及び提出先」を参照ください。

ウ 回答は、令和7年9月19日（金）までに京都市上下水道局の本件プロポーザル募集に係るホームページに掲載します（個別の回答は行いません。）。

## 5 受託候補者の選定

- (1) 審査は、当会の受託候補者選定委員会において行うこととし、委員は次の4名とします。

{

上下水道局総務部総務課長  
上下水道局総務部総務課広報担当課長  
上下水道局総務部総務課広報第1係長  
上下水道局総務部総務課広報第2係長
- (2) 受託候補者の選定においては、各提案者の提出書類等に対し、別紙評価票の基準に基づき、委員1名当たり100点満点で採点し、その合計点を当該提案者の評価点数（400点満点）とすることで審査します。
- (3) 最高の評価点数を獲得した者を受託候補者として選定します。ただし、評価点数が240点未満である場合は、受託候補者として選定しません。
- (4) 審査の結果、最高の評価得点を得た者が2人以上ある場合は、実務項目に係る評価点が最も高い者を受託候補者とします。同評価点と同じ場合は、見積金額が最も低い者を受託候補者とします。以上によっても受託候補者を決定できない場合は、抽選により受託候補者を選定します。
- (5) 当会は、受託候補者と本業務に向けた協議を行い、これが整えば契約を締結することとします。ただし、第1順位の受託候補者との間において、協議が整わず、契約を締結しない場合は、評価点数が240点以上の場合においてのみ、次点者を受託候補者として選定します。（次点者以降も同様の取扱いとします。）
- (6) プロポーザル応募書類を提出した者が1者のみの場合は、合計点数が基準点を超える場合のみ、当該応募者を受託候補者として選定します。
- (7) 受託候補者を選定できなかった場合は、再度公募を実施します。

## 6 選定結果の通知及び公表

本件プロポーザルによる受託候補者の選定結果は、令和7年10月上旬頃に全応募者に対して書面により通知します。また、受託候補者を選定した後に、選定結果、参加事業者及び評価点等の情報を公表します。

## 7 提案における留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 本事業内容の詳細は、契約を締結した後でも、協議により内容を変更する場合があります。
- (3) 提案書の表題は、「蹴上インクラインドラム工場の魅力向上事業に係る提案書」としてください。
- (4) 提案の書式は任意としますが、原則として、A4版・縦長横書きとし、ページには通し番号を付してください。ただし、図面等は、A3版をA4版サイズに折りたたむことができます。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しません。また、提出者に無断で企画提案書等を使用することはありませんが、公文書公開請求があった場合、公開する場合があります。
- (6) 本契約により制作された成果物の著作権の取扱いは、別紙「標準仕様書」6（著作権

等の取扱い) のとおりとします。

- (7) 一度提出した企画提案書等の差替え及び再提出には応じません。受付期間内であっても同様とします。
- (8) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密情報を本業務の目的以外のために使用し、又は、第三者に漏えいしてはいけません。

## 8 本件プロポーザルのスケジュール（予定）

|                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| 提案募集開始          | 令和7年9月12日（金）         |
| 事前質問受付期限        | 令和7年9月17日（水）正午（必着）   |
| 事前質問回答          | 令和7年9月19日（金）まで       |
| 参加申込様式・提案書類提出期限 | 令和7年9月26日（金）午後5時（必着） |
| 選定結果通知          | 令和7年10月上旬 頃          |

## 9 問合せ及び提出先（業務担当課）

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局総務部総務課（担当 神吉・樋口）

メール biwako\_sosui@suido.city.kyoto.lg.jp

電 話 075-672-7709

FAX 075-682-2711

※ 当会のメンバーである上記を本件の業務担当課としています。

## 蹴上インクラインドラム工場の魅力向上事業

## 評 価 票

提案書類等を踏まえ、下記の表の各評価項目及び評価内容について A～E の評価を行い、各項目の配点にそれぞれの評価に応じた以下の係数を乗じたものを評価点とする。

- A 当会の条件を踏まえた具体的かつ独自の工夫が見られ、高い効果が見込まれるもの・・・配点の 100 %  
 B 当会の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、やや高い効果が見込まれるもの・・・配点の 80 %  
 C 当会の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、効果が見込まれるもの・・・配点の 60 %  
 D 当会の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、若干の効果が見込まれるもの・・・配点の 40 %  
 E 当会の条件に対して、具体的な工夫が見られない又は効果が見込まれないもの・・・配点の 20 %

※ 見積価格については、計算式に基づき評価点を付する。

| 評価項目    | 評価内容                                                                                              | 配点 | 評価及び点数 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|
| 企画提案    | 蹴上インクラインドラム工場内部部分及び全体的な概要を説明するためのパネルの内容は、ドラム工場の来歴や役割について伝わる提案となっているか                              | 20 | ( 点)   |
|         | 蹴上インクラインドラム工場内部部分及び全体的な概要を説明するためのパネルの設置位置やデザインは、見学者から見て分かりやすい内容となっているか                            | 20 | ( 点)   |
|         | 蹴上インクラインドラム工場に関する動画は、稼働していた当時の様子や、周辺の様子、同工場の仕組み等について分かりやすく紹介する内容となっているか                           | 20 | ( 点)   |
| 実施体制    | 本市担当との連絡調整を迅速に行える事務局機能を有しているか<br>○ 本会との窓口として連絡責任者を配置し、団体内部の指揮命令系統が確保されている。<br>○ 緊急時の連絡体制が確保されている。 | 20 | ( 点)   |
| 類似業務の実績 | 類似業務の実績が十分か<br>○ 過去5年間に於いて類似業務の実績がある。<br>○ 都道府県及び政令指定都市、DMO等における類似業務の実績があればB以上の評価とする。             | 10 | ( 点)   |
| 見積金額    | 10点×(最低価格/評価対象価格)<br>※小数点以下第2位は四捨五入する。                                                            | 10 | ( 点)   |
| 合計      |                                                                                                   |    | 100    |